

審議事項（2）資料

温 泉 法 に 基 づ く 許 可
（ 掘 削 ） に つ い て

大 気 水 質 保 全 課

山梨県環境保全審議会温泉部会の審議結果

- 1 山梨県環境保全審議会温泉部会の実施日時等
日 時：令和8年7月24日（金） 午前10時
場 所：県庁防災新館406会議室

- 2 審議事項
温泉法に基づく許可について
 1. 掘削許可申請（ヒューリック株式会社）
 2. 掘削許可申請（小菅村）

- 3 審議結果
 1. 申請のとおり、掘削を許可することが相当である。
 2. 申請のとおり、掘削を許可することが相当である。

議案 1 温泉法に基づく掘削許可について【ヒューリック株式会社】

申請者	住 所	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号		
	氏 名	ヒューリック株式会社 代表取締役 前田 隆也		
申請内容	目 的	ふふ河口湖への浴用に利用		
	利用計画	同上		
	申請地	南都留郡富士河口湖町河口字湖辺2720番2		
	地目等	雑種地		
	掘削深度	1, 500m		
	ゆう出路の口径 ※（ ）内は深度	(0～100m) 311.2mm (100～ 500m) 244.5mm (500～1,000m) 193.7mm (1,000～1,500m) 142.9mm		
	工事方法	ロータリー工法（ノンコアボーリング・垂直掘削）		
	着工予定時期	令和8年9月15日	完了予定時期	令和10年8月30日
	その他	代替掘削		
近隣の状況等	○代替掘削申請の経緯 平成8年に掘削が完了した本件源泉は、その後に井戸孔内のメンテナンスが行われていないため、スクリーンの目詰まりが一因と思われる揚湯量減少が発生している。 ヒューリック株式会社が源泉を売買で取得した平成28年時は揚湯量80L/分であったが、現在は揚湯量20L/分となっている。 揚湯量の増加のため、代替掘削について今回申請が行われた。			
	○周辺源泉 既存源泉①までは約445m 既存源泉②までは約717m ※本件は審議方針で代替掘削を認める一般地域。			
	○代替前の源泉から申請の代替掘削位置までの距離は8.4m ※審議方針で、代替掘削は半径10m以内。			
	○可燃性天然ガスの噴出のおそれについて ・次の理由からガスの噴出の可能性は低いとしている。 ✓日本油田・ガス田分布図で炭化水素鉱床の期待できない地域であるため。 ✓代替前の現在の源泉においても可燃性天然ガスの発生は確認されていないため。 ・一方で、ガスが発生する可能性を完全に否定することができないことから、 500m以深の掘削では、防噴装置及びガス検知器を設置することとしている。			
	○関係自治体からの意見（照会先：富士河口湖町） ・町が所管している手続き以外の意見なし。			
	○排水処理 ・掘削時の排水は循環利用し、汚泥を産業廃棄物として処分する。			
	○温泉部会の審議結果：許可相当			

申請地付近の見取り図



(C) ジオテクノロジーズ社

議案2 温泉法に基づく掘削許可について【小菅村】

申請者	住 所	山梨県北都留郡小菅村4 6 9 8 番地		
	氏 名	小菅村長 船木 直美		
申請内容	目 的	多摩源流小菅の湯への浴用に利用		
	利用計画	同上		
	申請地	北都留郡小菅村字水之久保1 0 2 9 番		
	地目等	畑		
	掘削深度	1, 5 0 0 m		
	ゆう出路の口径 ※（ ）内は深度	(0～100m) 311.2mm (100～ 500m) 244.5mm (500～1,000m) 193.7mm (1,000～1,500m) 142.9mm		
	工事方法	ロータリー工法（ノンコアボーリング・垂直掘削）		
	着工予定時期	令和8年1 1 月 1 日	完了予定時期	令和1 0 年8 月 3 1 日
	その他	代替掘削		
近隣の状況等	○代替掘削申請の経緯 小菅村が平成8年に掘削を完了し温泉利用を行っていたが、平成1 5 年の揚水設備引き上げ時にトラブルが発生し、ケーシングの潰れが確認された。 また、スケール等による目詰まりも生じていると推定され、掘削当初の揚湯量1 1 8 L/分に対し、平成1 9 年には4 1 L/分まで低下している。 以上の源泉内部の状況から、揚湯量を回復させる改修は困難と判断され、代替掘削を行うための申請が提出された。 なお、現在、揚水設備故障で温泉採取していない。			
	○周辺源泉 既存源泉①までは約1, 3 0 7 m 既存源泉②までは約2, 1 2 9 m ※本件は審議方針で代替掘削を認める一般地域。			
	○代替前の源泉から申請の代替掘削位置までの距離は6. 1 5 m ※審議方針で、代替掘削は半径1 0 m以内。			
	○可燃性天然ガスの噴出のおそれについて ガス噴出のおそれがあると判断し、掘削開始時からガス検知器を設置。また、1 0 0 m以深の掘削では、防噴装置を設置する。 ・日本油田・ガス田分布図で炭化水素鉱床の期待できない地域であるものの、四万十帯に属する泥質岩が分布しており、堆積時には有機物が集積しやすい環境が存在した可能性がある。 ・既存源泉①では温泉水に可燃性天然ガスの発生はないが、代替前の現在の源泉及び既存源泉②において天然ガスの発生がある。			
	○関係自治体からの意見 ・申請者が小菅村であるため、意見照会していない。			
	○排水処理 ・掘削時の排水は循環利用し、汚泥を産業廃棄物として処分する。			
	○温泉部会の審議結果：許可相当			

申請地付近の見取り図



(C) ジオテクノロジーズ社